

## よくある質問 (FAQ)

## よくある質問（FAQ）

### 質問 1. マイナンバー（個人番号）とは、どのようなものですか？

**回答 1.** マイナンバー制度においては、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになります。

また、他人のマイナンバーを利用した成りすましを防止するための厳正な本人確認の仕組み、マイナンバーを保有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置も取り入れています。（2014年6月回答）

### 質問 2. 自分のマイナンバー（個人番号）が何番なのかを確認するにはどうしたらいいですか？

**回答 2.** 各人のマイナンバーを記載した「通知カード」を平成27年10月以降、市区町村から送付しますので、そこでマイナンバーを確認できます。

また、平成28年1月以降、市区町村に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されますので、そこでも確認できます。詳しくは「カードに関する質問」をご覧ください。

さらに住民票の写しや住民票記載事項証明書を取得する際、希望すれば、マイナンバーが記載されたものが交付されます。（2014年6月回答）

### 質問 3. マイナンバー（個人番号）は、誰がどのような場面で使うのですか？

**回答 3.** 国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手續、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手續などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手續きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手續きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。（2014年6月回答）

**質問 4. マイナンバー（個人番号）は希望すれば自由に変更することができますか？**

**回答 4.** マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市町村長の職権により変更することができます。（2014年6月回答）

**質問 5. 「個人番号利用事務実施者」や「個人番号関係事務実施者」とは何ですか？**

**回答 5.** 「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバー（個人番号）を使って、番号法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのことです。また、「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のことです。例えば、税の関係であれば、国税庁長官（税務署）、都道府県知事や市町村長（税務担当）が個人番号利用事務実施者となり、これらの機関にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する民間事業者などが個人番号関係事務実施者となります。（2014年6月回答）

**質問 6. 個人番号カードは、何に使えるのですか？ 通知カードとどう違うのですか？**

**回答 6.** 個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様、ICチップのついたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）を記載する予定です。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など自治体等が条例で定めるサービスに利用でき、また e-Tax 等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

一方、通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では本人確認はできませんので、併せて、主務省令で定める書類（運転免許証等となる予定）の提示が必要となります。（2014年6月回答）

**質問 7. 個人番号カードは、いつから交付を受けられるのですか？**

**回答 7.** 個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けることができます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納しなければなりません。（2014年6月回答）

**質問 8. 番号制度が導入されると、住基カードはどのようなのですか？**

**回答 8.** 平成 28 年 1 月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行わない予定ですが、平成 27 年 12 月以前に発行された住基カードについては、有効期間内は引き続きご利用いただけます。(2014 年 6 月回答)

**質問 9. マイナンバー（個人番号）を取り扱う業務の委託や再委託はできますか？**

**回答 9.** マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託することは可能です。また、委託を受けた者は、委託を行った者の承諾を受けた場合に限り、その業務の全部又は一部を再委託することができます。委託や再委託を行った場合は、個人情報の安全管理が図られるように、委託や再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。委託や再委託を受けた者には、委託を行った者と同様にマイナンバーを適切に取り扱う義務が生じます。(2014 年 6 月回答)

**質問 10. マイナンバー（個人番号）を取得する際の留意点は何ですか？**

**回答 10.** マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防止するために厳格な本人確認を行ってください。(2014 年 7 月回答)

**質問 11. 民間事業者がマイナンバー（個人番号）を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？**

**回答 11.** 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）をむやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については、平成 26 年秋口を目途に特定個人情報保護委員会からガイドラインが示される予定です。なお、特定個人情報を不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルを提供した場合などには、処罰の対象となります。(2014 年 6 月回答)

**質問 12. 番号法と個人情報保護法は、どのような関係になるのですか？**

**回答 12.** 特定個人情報も個人情報の一部なので、原則として個人情報保護法が適用されます。さらに特定個人情報は、マイナンバーによって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乘せしています。また、番号法の保護措置は、個人情報保護法が適用されない小規模な事業者にも適用されます。(2014年7月回答)

以上